

令和7年度
第4回
定期監査報告書

(環 境 部)

下 水 道 課

(都 市 整 備 部)

管 理 課

土 木 課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象部署

環境部 下水道課
都市整備部 管理課、土木課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和7年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和7年12月1日から令和8年2月26日まで
説明聴取 令和8年2月9日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、公印の管理、現金および郵券等の管理についても適正に行われていることを確認した。

今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

なお、監査対象部署の事務取扱いの一部に、検討または改善が必要と

認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和7年9月30日現在）

(1) 一般会計（執行の委任を受けたものを含む。）

ア 歳入

（単位：円、％）

課	予算現額	収入済額	予算現額に対する執行率
管 理 課	92,846,000	58,599,718	63.1
土 木 課	276,522,000	0	—

イ 歳出

（単位：円、％）

課	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
下 水 道 課	1,256,980,000	446,000,000	35.5
管 理 課	469,319,321	134,004,598	28.6
土 木 課	1,651,873,200	182,580,009	11.1

(2) 下水道事業会計（下水道課）

	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
収 益 的 収 入	4,089,630,000	1,434,225,770	35.1
収 益 的 支 出	4,089,630,000	2,209,717,602	54.0
資 本 的 収 入	1,316,654,000	71,584,880	5.4
資 本 的 支 出	2,449,177,000	1,076,630,384	44.0

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 下水道課

ア ポンプ施設の規模適正化の推進について

令和2年度に策定した、「青梅市下水道事業経営戦略」（以下「経

営戦略」という。)では、人口推計や施設劣化等への対応の必要性など、将来の事業環境の見通しを踏まえた基本方針を掲げている。

このうち、維持管理経費等の抑制に関し、「20箇所あるポンプ場のうち、小規模なポンプ場については、汚水流入量を照査し、マンホールポンプに改修を行うことにより、維持管理費の抑制を図る。」としている。

同年度に実施した、「公共下水道全体計画変更業務委託」では、マンホールポンプ化を推奨するポンプ場として、梅郷第二および二俣尾第一汚水中継ポンプ場の具体名を挙げている。

その後、5年が経過した令和7年度に経営戦略の見直しを行っているが、人口推計の想定や施設の見通しについての考え方に大きな変更はなく、「施設の再構築のあり方を検討し、改築の時期に合わせた施設の最適化を進める。」という表現に留まっており、この5年間において、マンホールポンプ化に向けた具体的な進捗は認められず、取組は不十分と思われた。

今後、基本設計に取り組んでいくとのことであったが、いまだその年次計画も持っていなかった。

汚水中継ポンプ場のマンホールポンプ化は、その必要性や効果を考慮すると、これまでの経緯からもすでに着手していても不思議ではなく、経営戦略の具現化について、より積極的に取り組むよう要望する。

なお、マンホールポンプに装備される小型ポンプ施設については、これまで汚水ポンプの着脱部材がメーカー独自のものである等の理由により、更新時において他メーカーが参入する余地がないとされ、特命随意契約が繰り返されていた。

また、特命随意契約であることを理由に、国庫等の補助金の対象外とされてきた。

しかし、現在では、それまでメーカーごとに異なっていた小型ポンプ施設の性能、構造、寸法などの仕様が標準化されつつあるとともに、小型ポンプ施設を設置するマンホールとの組合せについても一定の基準が設けられるなど、全国各地の下水道事業においてこれらが採用され、普及が進んでいるとのことである。

担当課でもこのことは認識しているとのこと、今後のマンホ

ールポンプ化に当たっては、他自治体の取組状況の情報収集にも努め、後年における汚水ポンプ等の更新時に製造メーカーに束縛されぬよう、また、国庫等の補助事業として実施できるよう、汎用性のある施設の導入を要望する。

イ 小型ポンプ施設の監視機能強化に伴う運転管理業務委託の見直しについて

市内には、低地から汚水を圧送するための小型ポンプ施設が、84箇所に設置されている。

各ポンプ施設の稼働状況や異常の発生などは、常時、中央監視装置で把握できるよう整備されており、施設に異常が発生した場合は、通信回線を通じて警報が送信され、委託業者等により障害を解消するなどの対応を行っている。

小型ポンプ施設については、令和4年度に制御盤等の更新を開始し、令和7年度の更新により全て完了する予定で、総額で1億4,000万円余を費やしており、これにより異常の発生は委託業者だけでなく市職員にも瞬時に情報が伝わり、早急に対応が可能になるなど、それまでの監視システムに比べ大幅に機能が向上したとのことであった。

一方、従来から実施している「公共下水道中継ポンプ場運転管理等業務委託」（以下このイにおいて「業務委託」という。）は、業務内容に84箇所の小型ポンプ施設に対する週1回の巡視点検と、3ヶ月に1度の動作試験が含まれている。

この業務委託は、3年間の長期継続契約を締結しており、令和7年度から新たに3年間の契約を締結していたが、小型ポンプ施設に対する巡視点検等に関しては、仕様の見直しがなされていなかった。

市の小型ポンプ施設は、マンホール内に2台の汚水ポンプが設置され、稼働している汚水ポンプに異常が発生すると、もう1台の汚水ポンプに自動的に切り替わり補完する仕組みとなっており、仮に汚水ポンプに異常が発生しても、ただちに汚水の圧送に支障が生じないよう配慮されている。

これらを踏まえると、多額の資金を投入して監視装置の機能拡充を図ったこの機会に、人的な作業である巡視点検の回数を減ら

す、あるいは取りやめるなど、業務委託の仕様の見直しを検討する余地があったものと思われる。

下水道事業では、汚水処理費用の軽減について毎年のように課題として掲げていることから、あらゆる業務委託の契約更新の際には、仕様の見直しについて、きめ細かな検討をされるよう要望する。

ウ 人孔蓋高調整における修繕料について

道路の改修や舗装工事に併せ、道路の占有者である下水道管理者は、道路面に段差が生じないように下水道人孔蓋の高さ調整を行う修繕を実施している。

この修繕は、令和7年度の上半期で5件、計2,700万円余が執行されているが、契約は全て特命随意契約により行われ、かつ、その契約額は相手方事業者の見積額を原則としており、市が積算したものではなかった。

見積りの内容は、極端に不当な価格でないことを確認しているとのことであったが、相手方の提示額をそのまま採用するのは適切でなく、支出額の根拠としては不十分である。

人孔蓋高調整の作業は、特別な場合を除き一定の類型に分類できるため、市が複数のパターンを積算し、その価格であらかじめ単価契約を締結した上で、現場の状況に合わせて施工を指示し、単価契約を締結していない市外業者などが対象となった場合は、単価契約と同等の額を提示し、施工を依頼する方法も考えられる。

人孔蓋高調整を実施するに当たっては、客観性のある適正価格で執行できるような手法を検討されたい。

(2) 管理課

ア 委託業務について

(ア) 東青梅駅北口広場清掃等業務委託および河辺駅前ロータリー清掃等業務委託について

この業務委託は、ともに仕様書の中で業務実施日を「日曜日」と定めており、その理由のひとつとして、通勤、通学の利用者が少ないため、とのことであった。

しかしながら、業務を実施する時間帯が通勤等の時間帯ではなく日中であることを考えると、むしろ休日のほうが歩行者や

車両の往来が多くなるとも推察される点、市が業務を行っている閉庁日である点、更に業務実施日が「日曜日」であることで委託料も割高になっている点なども併せて考慮すると、日曜日に実施しなければならない理由が感じられなかった。

また、仕様書で指定している作業日報の提出を受けておらず、業務の履行確認も不十分であった。

契約に定めた提出物は確実に受領するとともに、業務の履行確認を行う一方、委託内容を改めて精査し、これらの業務が効果的かつ効率的なものとなるよう検討されたい。

(イ) 電柱等捨て看板対策業務委託について

この業務委託は平成16年度に開始し、市が指定した箇所を巡回するとともに、電柱等に設置された立看板等の屋外広告物禁止物件を撤去および処分するもので、該当の禁止物件の発見、撤去等の有無にかかわらず、委託料を支払う内容となっている。

禁止物件については年々減少しているとのことで、令和7年度上半期の業務報告書を見ると、禁止物件の発見および撤去の実績は極めて少なかった。

禁止物件の発見および撤去が減少傾向にある理由として、広告物としての効果や効率性から、広告の方法を従来の立看板等からSNS等に移行しているのではと推測している、とのことであった。

実際に禁止物件が極めてまれである現状を考慮すると、本業務の外部委託による実施はあまりにも非効率で、例えば現業職員が作業現地へ向かう際に指定箇所を通過しつつ巡視したり、清掃リサイクル課と連携し、同課が職員により実施している不法投棄を発見する巡回と兼ねるなど、十分に工夫の余地があるものと思われる。

また、現在、道路の陥没や街路灯の故障等に対し運用している、青梅市公式LINEによる情報提供の対象に加えるなど、外部委託の廃止も含めた見直しを検討されたい。

(ウ) 継続的な業務委託の内容検証について

上記の委託を含め、複数の業務委託が長期間継続して実施されているが、委託開始当初から状況が変化しているにもかかわらず

らず、前年踏襲の内容で随意契約を締結しているものが散見された。

新たな契約時には、単なる更新的手続を行うのではなく、委託内容が効果的かつ効率的であり、また、外部委託が妥当かも含めて検証を行い、必要に応じ適切な改善を行うよう要望する。

イ 類似業務および重複事業の分掌整理について

市道や普通河川の区域内における清掃・除草および樹木の管理に関する委託ならびに市道の補修などに必要な原材料の購入において、複数の係が分掌していた。

役割分担の区分として、「計画的なもの」または「緊急的なもの」との考え方も示されたが、そのように分担している理由も明確でなく、現に一方の係で購入した原材料を他方の係に引き渡して使用している例もあった。

この状況は、これまでに繰り返されてきた組織改正や、課内における事務分掌の再編の結果も要因であると推測される。

本来、組織の再編に合わせ事務事業の効率化が図られるよう、事務分掌についても適切に見直されるべきであるが、現状として類似または重複していると思われる業務があることから、改めて事務分掌を精査し、効率のよいものとなるよう検討されたい。

(3) 土木課

ア 道路事業に関する地域住民への説明について

道路の新設や改良事業については、大規模のものであれば、10年を超える期間で事業を実施しているものも少なくない。

これは、必要な道路用地の確保のほか、関連する道路管理者や交通管理者、電気、ガス、水道などの道路の占有者となる事業者など、多くの関係機関と調整しつつ、綿密な施工計画にもとづいて実施する必要があるため、東青梅地区で行われている都市計画道路3・5・5号線や、同3・5・24号線についても、担当課では、着手から完成まで長期間にわたり努力を積み重ねている。

この2路線の整備に関しては、東西方向および南北方向の交通の円滑化だけでなく、歩道の整備による安全性の向上、一方通行の解消による利便性の向上などのほか、東青梅駅周辺地区の街づくりや活性化など、広範囲に寄与する重要な事業である。

しかしながら、市は事業着手当時に地域に対する説明を行って以降、関連する土地や建物の権利者には説明や交渉を繰り返しているものの、周辺の地域住民や自治会等に対しては特段の説明は行っておらず、その理由は、「完成時期が示せないため」とのことであった。

重要な路線であることや事業に多額の市税を投入していることはもちろん、長期間を要するものであればあるほど、土地等の権利者だけでなく、地域住民に対し事業の進捗状況等を丁寧に周知することは、円滑な事業推進にも関わる大切な取組である。

完成時期を示すことが出来ればより有効ではあるが、完成時期が示せなくとも、進捗状況の周知を行うことでも十分に有意義と思われる。

中間説明会の開催や、広報、市ホームページへの掲載による周知など、何らかの手法で広く情報提供を行い、市民の理解と協力を得ながら事業を推進されるよう要望する。

イ 小規模工事等における随意契約について

工事の請負や、測量、設計等の委託において、随意契約による契約の締結が多く行われていた。

地方公共団体における売買、貸借、請負その他の契約は、政令等で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができることとされている。

「政令等で定める場合」とは、予定価格が、契約の種類に応じて定める一定の額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの、すなわち金額が少額の契約、請負内容の性質または目的が競争入札に適しないものなどである。

土木課で行われていた令和7年度上半期に発注された工事にかかる随意契約は、全て金額が少額の契約に該当するものであった。

この場合において随意契約によることができるとしているのは、小規模な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営が阻害されるなどの理由が推測され、合理的な考え方ではあるが、一たびその運用を誤ると、往々にして契約の相手方が固定化することとなる。

実際に、道路反射鏡設置工事に関しては、随意契約による契約

先が、特定の事業者に集中していた。

道路反射鏡設置工事は、平成30年度までは複数の事業者と随意契約を行っていたが、令和元年度以降は、令和7年度の2件を含め、計13件全てが同一の事業者との随意契約であった。

これらの契約行為は、あくまでも政令や規則で認められた範囲内のものであり、また、特定の事業者と随意契約をすることを目的として、故意に契約を細分化するようなものは認められなかった。

しかしながら、特定の事業者との随意契約が繰り返されていることは、公平性などに疑義を生じさせるほか、不適切な関係を連想させる可能性もあることから、随意契約における事業者の選定に当たっては、選定の理由を明確にし、契約手続の透明性、公平性・公正性に欠けることのないよう十分に留意されたい。

ウ 橋りょう等点検調査について

市では約290橋を管理しており、5年に1度の頻度で各橋りょうの点検調査を実施している。

これは、道路法の改正により平成26年度から義務化されたもので、当時の想定では、5年間で1億円以上となる点検費用が恒久的に必要なと見込まれた。

これを受け、平成30年度には職員自ら立案し、大型あるいは複雑な構造の橋りょう等を除いた約120橋について、職員が直接点検を行うこととした。

職員による点検は、3名の職員が、月に1日実施することにより、5年間で120橋の点検が一巡できるよう計画され、令和5年度まで継続された。

しかしながら、その後の技術職員の不足から、令和6年度からは一律に外部委託により実施し、令和7年度においても、約1,800万円で65橋の点検を外部委託していた。

職員自ら立案し開始された、職員による点検業務の功績は大きく、今後、半永久的に点検を実施するとなれば、その効果は更に大きなものとなる。

点検には特段の資格を必要とするものではなく、他自治体では事務職員が実施している事例もあるとのことである。

また、点検がすでに3巡目に入っており、過去に実施した点検データやノウハウの蓄積があり、これを継続することで、点検がより円滑に実施できるものと思われる。

今後、職員の配置状況に応じ、職員による橋りょう点検が再開できるよう切望する。